

第4次豊後大野市地域福祉活動計画

「よりそい つながろう あなたとわたし」



第4次地域福祉活動計画策定委員会



社会福祉法人
豊後大野市社会福祉協議会

ふれあいネットワーク

<目次>

第1章 第4次地域福祉活動計画の策定にあたってP01
1- 「地域福祉活動計画」とはP02
2- 「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の関係P03
3- 活動計画の実施期間P04
第2章 計画の策定体制と方法P05
1- 策定委員会および作業部会による検討P06
2- アンケート調査の実施P06
3- 第3次地域福祉活動計画からみるふり返りP06
第3章 第4次地域福祉活動計画の基本的な考え方P07
1- 基本構想P08
2- 基本目標P09
第4章 地域福祉の方向と展開P10
1- 体系図P11
2- 基本目標	
2-1P12
2-2P14
2-3P18
第5章 より確かな実践にむけてP23
1- 計画の進捗状況の点検・評価P24
第6章 資料編P25
1- 用語解説P26
2- 豊後大野市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱P30
3- 関係者名簿P32
3-1 第4次豊後大野市地域福祉活動計画策定委員P32
3-2 第4次豊後大野市地域福祉活動計画作業部会委員P33
3-3 豊後大野市社会福祉協議会理事P34

第 1 章

「第 4 次地域福祉活動計画の策定にあたって」

第1章 第4次地域福祉活動計画の策定にあたって

1- 「地域福祉活動計画」とは

豊後大野市社会福祉協議会（以下「市社協」と称します）は社会福祉法第109条の中で、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。

地域福祉活動計画（以下「活動計画」）は、市社協が呼びかけて、住民、地域で社会福祉に関する活動を行なう者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者が協働して地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

市社協では平成20年5月に「～わたし・家族・地域が主役～ふれあいと支え合いのまち『ぶんごおおの』」を基本構想に第1次活動計画を策定し、以降、第2次活動計画では「笑顔ひろがる ふれあいのまち」を、第3次計画（平成29年度～令和3年度）では「支え合いのまち 笑顔ひろがるまち」を基本構想として地域福祉を推進してきました。

その間、社会的孤立や制度の狭間、8050問題、ダブルケア等々の複合的課題を抱えている人の顕在化など、声にならない福祉課題や福祉ニーズが社会問題となり、深刻化してきました。そのような中、社会福祉法が改正され、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、すべての地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会を目指した、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みが始まり、福祉をとりまく情勢も大きく変化してきています。

これらのことを踏まえ、市社協では第3次活動計画を検証し、地域の実情に沿った計画となるように、令和4年度からの第4次活動計画を策定いたします。

この計画により、向こう5年間の豊後大野市の地域福祉の姿を描き、具体的に行動する仕組みを計画することで、よりよい地域社会の実現を目指すことを目的に、第4次地域福祉活動計画を策定します。

社会福祉法第109条より抜粋

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を運営する者及び社会福祉に関する活動を行なう者が参加し、・・・市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を運営する者の過半数が参加するものとする。

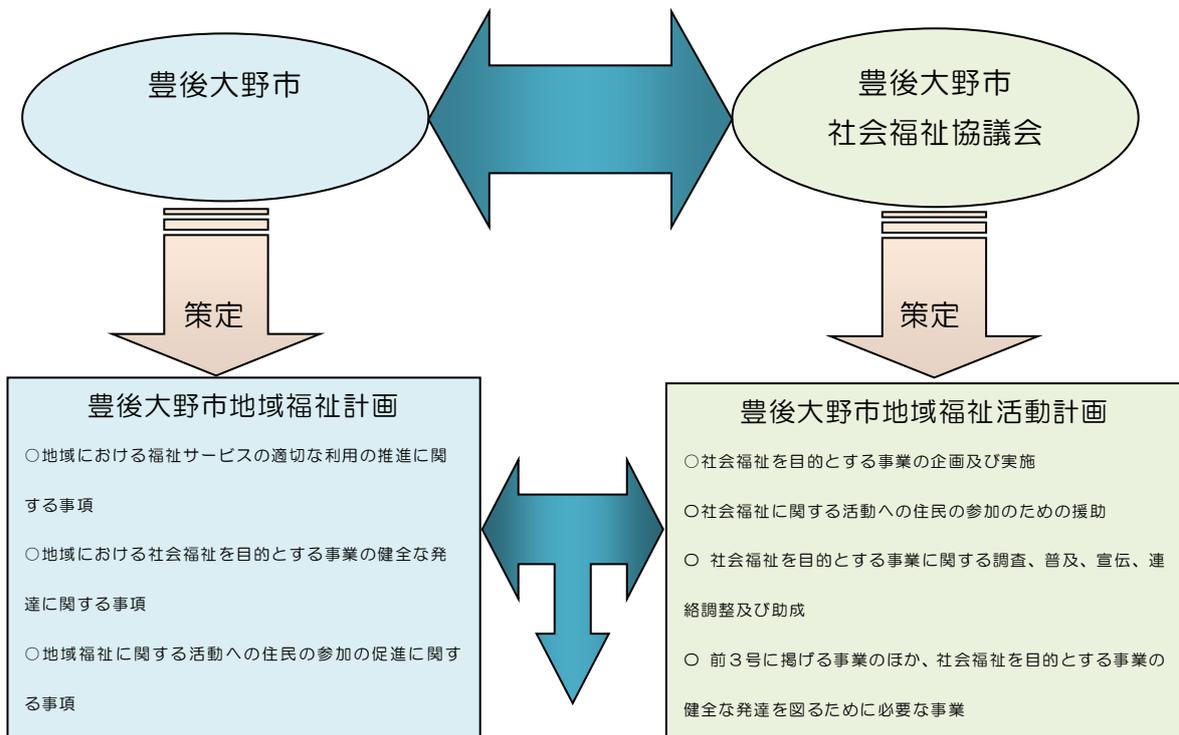
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2- 「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の関係

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられている、社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの等と相互に協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした行動計画です。

一方、「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための市の計画です。

このことから、「地域福祉活動計画」は市が策定する「地域福祉計画」のコンセプトの一部を具現化し、地域福祉を実践していくための計画であると言えます。



地域福祉の推進

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）より抜粋

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3- 活動計画の実施期間

本計画は、令和4年度から令和8年度の5年間を計画期間とします。

社会情勢の変化や社会福祉の動向を踏まえ、適宜取り組みを確認し、必要に応じ見直しを行います。

第 2 章

「計画の策定体制と方法」

第2章 計画の策定体制と方法

1- 策定委員会および作業部会による検討

地域福祉活動計画は、住民、地域で社会福祉に関する活動を行なう者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者が協働して地域福祉を推進する民間の活動・行動計画であることから、行政や有識者、地域福祉に関連する団体等の代表等から構成される「地域福祉活動計画策定委員会」及び「地域福祉活動計画作業部会」を設置し、計画の策定や地域福祉に関する各種事業について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

2- アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題や、地域福祉推進の牽引役でもある市社協に対するニーズを把握するため、市社協と関わりがある団体等に属する方を対象に、「第4次 地域福祉活動計画アンケート調査」を実施しました。

3- 第3次地域福祉活動計画からみる振り返り

第3次地域福祉活動計画の実施状況について、市社協職員による内部点検を実施し、第4次地域福祉活動計画に対する次のステップとなるよう、各種事業の取組み課題を整理しました。

第 3 章

「第4次地域福祉活動計画の基本的な考え方」

第3章 第4次地域福祉活動計画の基本的な考え方

1- 「基本構想」

第4次地域福祉活動計画を実践していくうえで基本とすべき考え方（理念）をあらわすもので、地域住民による福祉活動の推進や協働のあり方とともに、地域福祉活動の方向性を示すものを「基本構想」と位置付けます。

「基本構想」は「豊後大野市地域福祉計画（第4期 令和4年度～令和8年度）」にて示された基本理念、

つなぐ つながる 支え合うまち 豊後大野

を継承し、その理念と実践の整合性を図るため

よりそい つながろう あなたとわたし

を第4次地域福祉活動計画の「基本構想」と位置付けます。

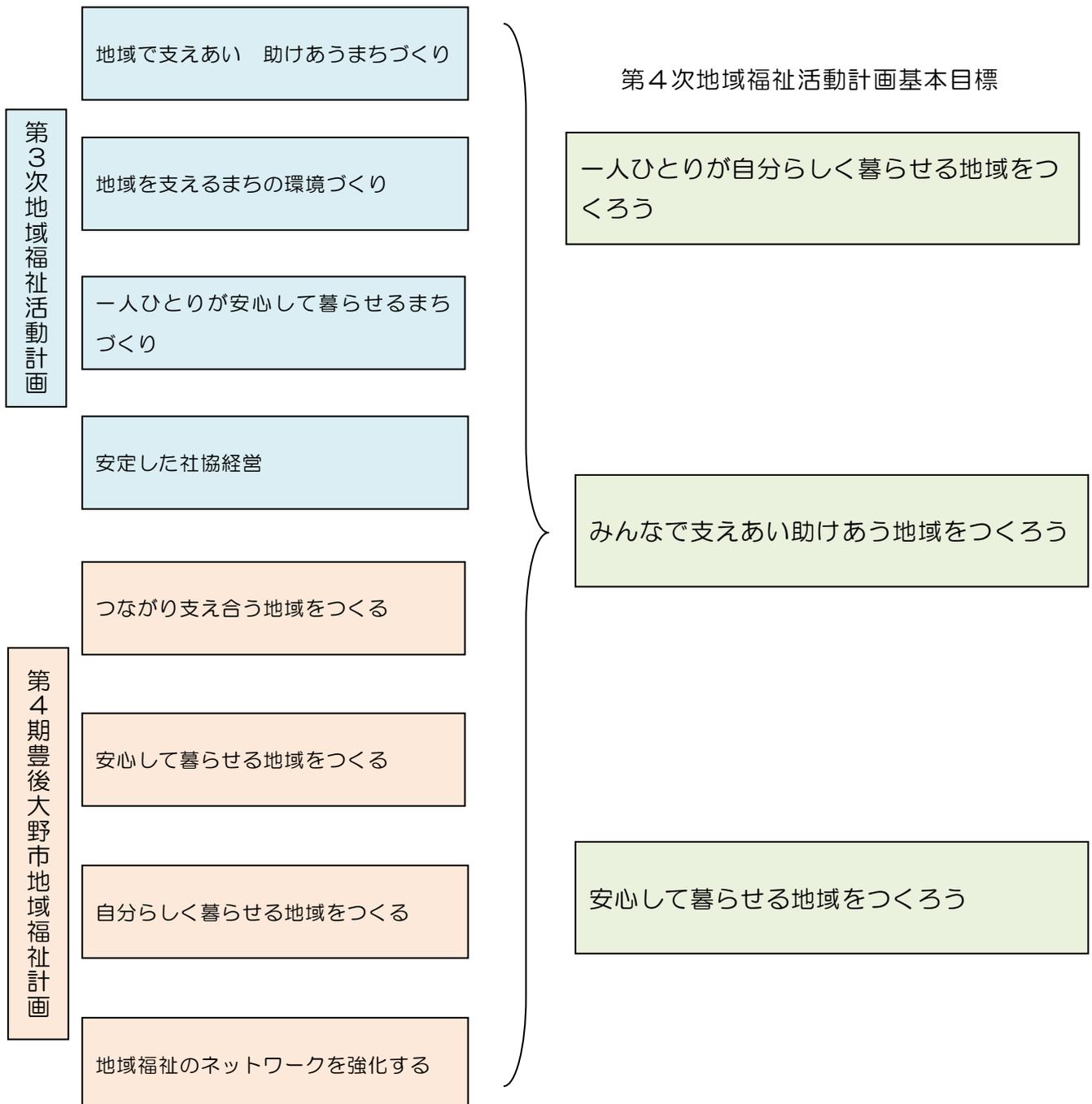
これからの地域福祉は、法制度の改正や人口減少、超高齢化の波の影響により、さらなる困難な課題が想定されます。これまでの制度、分野ごとの縦割りや、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、我が事として地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できるまちづくりを進めることが大切です。

住み慣れた地域で、ともに支えあい、助けあいながら、誰もが安心して暮らし続けられる地域の実現は、豊後大野市のみなさんの願いです。

そのような地域福祉を計画的に進めていくため、「よりそい つながろう あなたとわたし」を第4次地域福祉活動計画の「基本構想」と位置付けます。

2- 「基本目標」

「基本目標」とは前節において述べた「基本構想」をより実現しやすくしていくために設けられるもので、第3次の地域福祉活動計画および市が策定する第4期豊後大野市地域福祉計画の基本目標を継承しながら、より具現化するために、本計画では3つの柱を目標としました。



第 4 章

「地域福祉の方向と展開」

第4章 地域福祉の方向と展開

1 - 体系図

基本 構想	基本目標	推進項目 <small>※主な分類分けであり、基本目標の1、2、3全てに関連した推進を実施します。</small>
よ ろ こ い つ な が ろ う あ な た と わ た し	1 一人ひとりが自分らしく暮らせる地域をつくろう	(1) 健康寿命の維持向上に向けた取り組み
		(2) 福祉の心を醸成する取り組み
		(3) 自助力を高める取り組み
	2 みんなで支えあい助けあう地域をつくろう	(1) つながりの場・活躍の場の確保
		(2) 地域福祉の担い手の育成
		(3) ボランティア活動に関する取り組み
		(4) 地域力を高める環境づくり
		(5) 各種団体による福祉力の充実
	3 安心して暮らせる地域をつくろう	(1) 相談体制・権利擁護機能の充実
		(2) 見守り活動の推進
		(3) 災害時への対応強化
		(4) 他機関との連携
		(5) 市社協の基盤強化

2-1 基本目標 一人ひとりが自分らしく暮らせる地域をつくろう

地域に住む一人ひとりが、自分らしく暮らせる地域を目指します。そのためには、差別や偏見の解消を図りながら「他者を認め合い、排除しない地域づくり」が必要です。我が事として考えることができるような、福祉教育・福祉学習を通じて、一人ひとりが大切にされる環境づくりを進めていきます。

また、支える側だけの意向が優先されることなく、本人の有する能力を活かしながら、本人を中心に置いた関わりや支えあいが広がるよう推進していきます。

推進項目	具体的な取り組み	実施内容	推進スケジュール				
			R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
(1) 健康寿命の維持向上に向けた取り組み	元気クラブ事業の実施(再) (市受託事業)	元気クラブのサポーター養成講座修了者が、サポーターとして元気クラブに参加することにより、利用者と共に介護予防を図ります。					
	生活援助サポーター事業の実施(再) (市受託事業)	日常生活動作がほぼ自立していて、日常生活上の援助のみ支援が必要な方をサポーターが支援することで、在宅生活が営まれるよう支援します。					
	サロン講師派遣事業の実施(再)	住民が自身の特技を活用し、ボランティア講師としていきいきサロンで活動を行います。					
(2) 福祉の心を醸成する取り組み	子ども、青少年、障がい者等との学びの機会の創設	当事者団体、障がい者施設、学校等と関わる機会を作り、相互理解を進めることで、互いを尊重し自分らしく暮らせる地域づくりを目指します。また地域住民との関わりや学びの機会を提供することで、豊後大野市に住んで良かった、今後も住み続けたいと感じてもらえるよう、幼少期から福祉に関心が持てるよう取り組みます。					

	福祉講座の開催（小・中・高校生）	学校と連携し、市内すべての小・中・高校に福祉の出前講座を行えるよう計画的に取り組み、社会的少数者や弱者への理解、福祉を自分ごととして考えられる、心豊かな地域づくりを学習会を通じて取り組みます。					
	福祉講座の開催（一般）	県のプログラム(事業)を活用した学習会の有効活用や、市社協独自のプログラムを作成し、共生の地域づくりを進めていきます。 また LGBT など性的少数者、犯罪被害者やその家族、犯罪をした者等の社会的少数者が排除・孤立することなく受け入れられる、心豊かな地域づくりを学習会を通じて取り組みます。					
(3) 自助力を高める取り組み	デジタル機器の活用促進（再）	スマートフォンの普及が拡大する中、有事での活用や孤立防止の手段として、デジタル機器を活用した情報取得や情報共有ができるよう、使い方等の学習会を実施するなど、活用促進に取り組みます。					

2-2 基本目標 みんなで支えあい助けあう地域をつくろう

高齢化や核家族化が進み、公的な福祉制度のみでは十分な対応ができないケースが増えていく中、地域で支えあい、助けあうこと、日頃からの繋がりがより一層重要になってきています。昔ながらの住民同士の繋がりが維持できている地域もある一方、繋がりの希薄化から、孤立や孤独を心配する住民の声も多く、日常的な付き合いや互いに声かけができる関係づくりを強めていく必要があります。

そのためには、住民同士が主体性を持ち、世代を超えて、地域の実情にあった、互いに支えあい助けあう地域を、市民、行政、社協等の福祉関係事業者等が一体となり醸成していきます。

推進項目	具体的な取り組み	実施内容	推進スケジュール				
			R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
(1) つながりの場・活躍の場の確保	いきいきサロン事業の実施	地域における情報共有や閉じこもり予防、健康維持等、支え合い活動の一つとなるサロンに積極的に参加し、住民の声に耳を傾けると共に、情報提供を行います。 またサロン代表者等の不安や悩みに寄り添い、長く続けられるよう支援していきます。					
	サロン講師派遣事業の実施(再)	サロン活動のメニューとしてサロン講師を派遣し、プログラムの充実を図ります。					
	市社協主催の交流事業の開催	市社協主催の交流の場を新設し、既存の属性を超えた多面的な繋がりの場を作り、新しい繋がりが生まれる環境を作ります。					
	ボランティア活動への支援	市社協に登録しているボランティアに対し、繋がりが継続していけるよう協力します。 またボランティア活動を希望する方等が活躍できる場の提供と、活動を求めている方等が繋がるよう情報提供やマッチングを行います。					

	デジタル機器の活用促進（再）	集いの場以外でも繋がりが持てるように、LINE等のSNSの活用法などの学習会を開催し「つながり」の確保に努めます。また社協内のハード面での環境整備を図っていきます。	検討・準備	実施				
(2) 地域福祉の担い手の育成	いきいき生活応援隊員養成講座の開催（市受託事業）	行政と連携し、日常生活上の軽微な困りごとを支援するボランティアを養成します。	継続					
	生活援助サポーター養成講座の開催（市受託事業）	行政と連携し、いきいき生活応援隊員養成講座の修了者を対象に、生活援助サポーター事業で活動するボランティアを養成します。	継続					
	ボランティア養成講座の開催	地域でボランティア活動をしたと思っている方を対象に、テーマやニーズに応じた内容で講座を開催します。	検討・準備	実施				
	地域福祉推進リーダーの発掘・育成	共生の地域づくりが推進できるよう、地域福祉の推進リーダーの育成をめざします。地域に関わりのなかった住民や若年層・働き盛りの世代への啓発など、新たな住民の参加促進を図ります。	検討・準備	実施				
	福祉委員の設置	市社協会長が委嘱し、自治会ごとに設置します。より多くの自治会で2年任期が定着するよう働きかけ、今後は福祉委員の役割、機能の充実に向けた検討を進めます。	継続					
(3) ボランティア活動に関する取り組み	ささえあいパートナー事業の実施（再）	社協会員による相互援助活動として実施します。日常生活でのちょっとした困りごとに対して住民によるボランティア活動を行います。併せて住	継続					

(3) ボランティア活動に関する取り組み		民の何かお手伝いをしたい気持ちを事業につなげます。					
	生活援助サポーター事業の実施(再) (市受託事業)	日常生活動作がほぼ自立していて、日常生活上の援助のみ支援が必要な方をサポーターが支援することで、在宅生活が営まれるよう支援します。					継続
	元気クラブ事業の実施(再) (市受託事業)	要介護認定を受けていない高齢者に対して、サポーターと共にレクリエーションや健康体操、買い物訓練を行い、介護予防の取り組みを実施していきます。					継続
	フードバンク・フードドライブの推進	生活困窮者や子ども食堂などに食材等を提供できるよう、フードバンク・フードドライブを実施し、フードロスや環境問題にも取り組みます。 今後は市社協独自のフードドライブ実施の検討を行います。					継続 検討・準備 実施
(4) 地域力を高める環境づくり	地区社協との連携	地区ごとの特性に応じた活動を住民自ら協議検討し、地域力を高めるために側面から支援をします。					継続
	支えあいの地域づくりの推進	積極的に地域へ出向き、世代や属性、支え手や受け手に固定されない、多様な主体が参画する支え合いの取り組みを推進します。					継続
	生活支援コーディネーターの取り組み (市受託事業)	町ごとにコーディネーターを配置し、市がめざす高齢者の「健康維持・増進」と「支え合いの仕組みづくり」を、住民との学習や対話を行いながら、行政と一緒に進めていきます。					継続

(4) 地域力を高める環境づくり		またエリアを校区・自治会・隣保班単位などの階層で展開していく為に、積極的にアウトリーチに努めます。					
	小地域見守り活動事業の推進(再)	全町で小地域見守り活動事業が取り組めるよう推進していきます。地区にある既存の見守り活動を事業として登録することで、継続的な取り組みをめざします。					
	福祉大会の充実(市との共催事業)	市と共催で地域福祉推進大会を開催し、功労者を表彰することで功績をたたえ次世代の育成を図ります。また、講演を実施し自助力・互助力が高まる「福祉観」の醸成に繋がるよう、内容を充実していきます。					
(5) 各種団体による福祉力の充実	各種団体の事務局支援	福祉団体の事務局として情報共有をしながら、各団体が福祉力を高めノウハウを生かせるよう支援します。					
	県共同募金会との連携	共同募金委員会の事務局として携わりながら、募金や配分について協力をしていきます。					

(1) 相談体制・権利擁護機能の充実	被保護者等就労支援事業の実施 (市受託事業)	生活困窮者が就労により自立できるように、寄り添った支援を行います。また支援を通じて困窮者を支える地域づくりの取り組みを進めます。		継続				
	日常生活自立支援事業の実施	認知症などにより判断能力に不安のある方に対して支払い援助や金銭管理のお手伝いをします。支援を必要としている方は増加傾向にあり、支援員として活動できる方の確保を進めます。		継続				
	生活福祉資金貸付事業の実施	様々な事由で生活費が不足している方に対して、県の貸付事業の相談に応じます。民生児童委員と連携し、借受者の生活支援に努めます。		継続				
	小口資金貸付事業の実施	様々な事由で生活費が不足している方に対して、県の貸付事業に該当しない方等を対象に貸付相談に応じます。民生児童委員と連携し、借受者の生活支援に努めます。		継続				
	成年後見支援センターの運営・充実 (市受託事業)	啓発活動を通して権利擁護、成年後見の相談に応じていきます。職員のスキルアップに努め、法人後見の取り組みを進めていきます。		継続・充実				
(2) 見守り活動の推進	小地域見守り活動事業の推進(再)	地域住民が主体となって見守り活動を行うことに対して助成金交付を行い、実施地域の拡充を進め、住民が安心できる暮らしを推進します。		継続				
	避難行動要支援者の支援体制の整備(再)	市が策定した「避難行動要支援者避難支援プラン」に示された要支援者だけでなく、普段からの交流を推進することで見守り活動の充実を図りま		継続				

		す。					
	ささえあいパートナー事業の実施（再）	いきいき生活応援隊員が自宅を訪問し、軽微な困りごとに対してお手伝いをします。見守りも兼ねて訪問することにより「地域で安心して暮らせる」地域を目指します。					継続
（３）災害時への対応強化	災害ボランティアセンターの設置準備	災害時の即時的な活動ができるよう、県が実施する研修等に積極的に職員を派遣しスキルアップを目指します。また、適時マニュアルの見直し・整備を進めていきます。					継続
	災害ボランティアネットワークの構築	平時より民間団体や企業、福祉団体等と相互の情報交換等を行いながら、災害時のボランティア活動が効果的に実施できるよう体制の確立を図ります。 災害時に備え、行政と連携しながら災害ボランティアネットワーク主催の研修等を毎年実施することで、防災・減災力を高めます。	検討・準備				実施
	福祉避難所の運営	災害時、避難所開設の指示があれば直ちに対応できるよう日頃から研修等を実施します。					継続
	避難行動要支援者の支援体制の整備（再）	災害時に迅速に行動するために、平常時から各方面と連携しそれぞれの役割分担を明確にしておきます。					継続
	災害対応準備金基金の実施	災害が発生した場合、災害ボランティアセンターの開設や閉鎖後の復興支援等、市社協の果たす役割は重要です。いつでも対応できる財源を積み					継続

		立て有事に備えます。					
(4) 他機関との連携	行政との連携強化	行政がやるべきことと市社協が住民と一緒にやっていくことなど、行政機関との調整を図りながら、効率的・効果的な地域福祉の推進を実施します。 市の社会福祉課が主導する地域共生連携会議に参画し、福祉分野だけではなく他課との連携を深めます。					継続
	福祉施設等との連携強化	市内の福祉施設等との連携強化のため、各種協議会への参画を通してそれぞれが果たす役割を確認し、安心して暮らし続けられる地域づくりに向けた取り組みを進めます。 また児童クラブや子ども食堂の他、地域にある既存の活動とも関わりを深めていきます。	検討・準備				実施
	企業等異業種との連携	安心して暮らせる豊後大野市をめざすため、福祉関係者だけでなく企業等とも連携しながら、お互いのノウハウを地域福祉に活かせるよう連携を進めます。	検討・準備				実施
(5) 市社協の基盤強化	市社協の理解度向上に向けた取り組み	既存の広報紙の検討を始めとして、ホームページ・SNS（Facebook等）等の多様な手段を活用し、若年層・働き盛りの世代をはじめ、幅広い世代に向けた情報提供を行い、理解度向上の取り組みを進めます。	検討・準備				実施

(5) 市社協の基盤強化	社協会費の有効活用のための取り組み	地域に根差した市社協をめざし、賛助会員・法人会員の加入促進に取り組みます。また、目に見える活動など助成金だけではない多様な使途の検討や、広報のあり方も含めた会費の有効活用を図ります。						
	役職員への研修の実施	住民アンケートの意見も踏まえ、市社協活動についての研修を職員だけでなく理事等役員にも計画的に行っていきます。また理事会や評議員会での意見についても積極的に検討していきます。 職員のスキルアップのため、資格取得の推奨や積極的に外部研修へ参加します。オンラインでの研修にも参加できるよう、環境整備にも努めます。個々の資質向上に取り組むと同時に、信頼される市社協となるため、研修を実施しリーダーの育成に努めます。						
	次期中期財政計画の検討	令和2年度に終了した中期財政計画について、財政面での安定した市社協経営を目指し、次期中期財政計画の実施について検討を行います。						
	新たな事業費確保の検討	地域福祉を支える活動の推進・維持に向け、会費以外の多様な事業費確保の方策について検討を行います。						
	介護保険事業への取り組み	介護保険サービスが必要な方の在宅生活を支えるため、随時見直しを行いながら、居宅介護支援、通所介護、訪問介護サービス事業所の安定したサービス提供と経営を目指します。						

第 5 章

「より確かな実践にむけて」

第5章 より確かな実践にむけて

1 - 計画の進捗状況の点検・評価

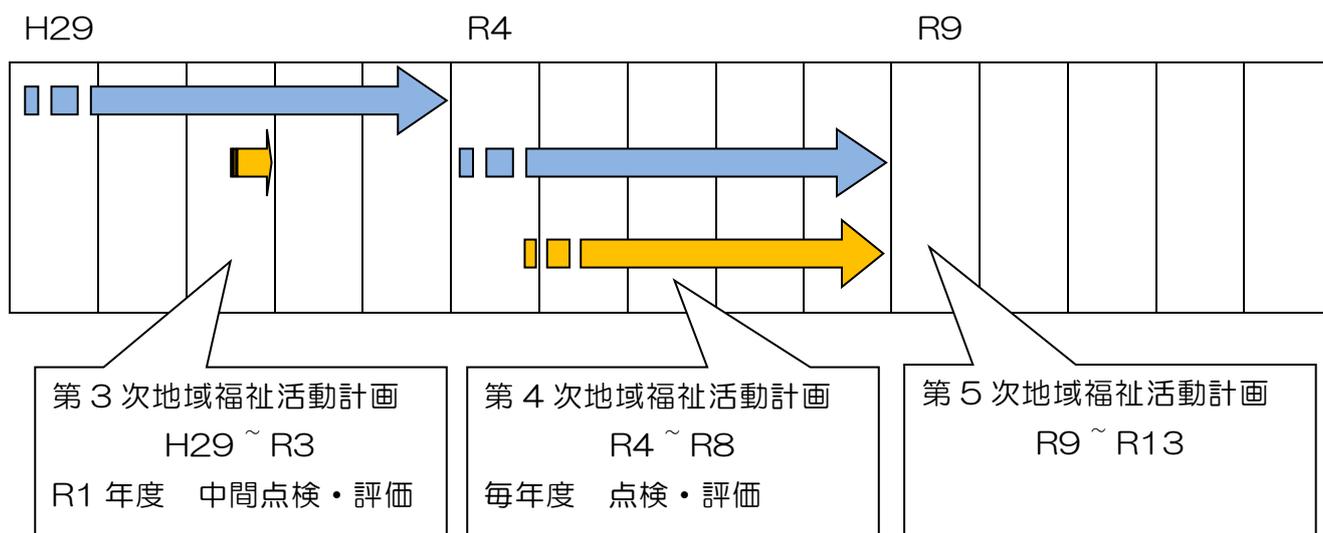
計画の進捗状況の点検・評価については、次のとおり実施します。

当初の目標が計画通りに達成されているか、まずは基本構想、基本目標、具体的な取り組みを基に、個別の進捗状況、課題の有無や整理を行うための点検・評価を実施し、事業評価、組織体制や財源確保の状況、社会情勢への対応などを鑑み、必要に応じ計画の修正を行います。

この計画は市社協が策定する行動計画ですが、市社協の役職員のみで実施するものではなく、広く住民の皆さんに呼びかけ、理解と参加・協力を得ながら取り組んでいくものです。

向こう5年間にわたる計画期間のなかで、単年度ごとに作成する市社協の事業計画と確実に連動させるため、これまで計画期間中に1度のみ実施していた中間点検・評価を変更し、年度ごとに進捗状況の点検・評価を行います。また、評価指標についても、より客観的な評価ができるよう見直しを行います。

常に市民皆さんの視点を意識して地域福祉施策の実施状況の把握に努め、課題を整理したうえで評価結果に基づき、住民の皆さんが理解し参加できるような次の施策展開や計画に反映させていきたいと考えます。



第 6 章

「資料編」

第6章 資料編

1 - 用語解説

【ア】

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

いきいき生活応援隊員

高齢化社会を支える、市が認定した介護予防支援ボランティア。養成講座受講後、「ささえあいパートナー」「元気クラブ」「生活援助サポーター」などの事業にサポーターとして従事する人。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。スマートフォンやパソコンを使って、インターネットを通じて交流ができるオンラインサービスの総称。

LGBT

“L” = レズビアン（女性同性愛者）、“G” = ゲイ（男性同性愛者）、“B” = バイセクシュアル（両性愛者）、“T” = トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）など、性的少数者の総称。

オンライン

スマートフォンやパソコンなどの端末が、インターネットに繋がっている状態。

【カ】

共同募金

赤い羽根をシンボルとし、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に行う募金。その区域内における地域福祉の推進を図るため、その区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的とする。

元気クラブ事業

通所介護（デイサービス）や市が実施する介護予防事業等の利用により生活機能が回復した方を対象に、いきいき生活応援隊員が中心となり、体操・認知機能訓練などの活動を行う、送迎・昼食・買い物ハビリのあるミニデイサービス。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。日常的に介護などを必要とすることなく、自立した生活を送れている年数のこと。

コーディネーター

ものごとを調整する役の人。またそういう職業。

コンセプト

企画などで、全体を通じた基本的な考え方。はじめから終わりまでの一貫した考え方のこと。

【サ】

災害ボランティアネットワーク

災害時の支援活動を積極的に行おうとするボランティア団体や民間企業、行政等が、平常時から情報交換や研修等を実施することで、災害時のボランティア活動が円滑、効果的に実施できることを目的として設置されるネットワークのこと。

賛助会員・法人会員

市社協会費の区分。各世帯にお願いする一般会費とは別に、福祉活動に賛同する福祉団体やそれに所属する個人を対象とした「賛助会員」、福祉活動に賛同する法人、企業、商店を対象とした「法人会費」がある。

自助力・互助力

自助力(個人)＝自分で自分を助けること。自発的に自身の生活課題を解決する力。
互助力(近隣)＝関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力。

小地域見守り活動

小地域(自治区)を単位として、何らかの支援を要する世帯に対し、地域住民による自主的な見守り活動及び支援活動のこと。

生活援助サポーター事業

日常生活動作はほぼ自立していて、いきいき生活応援隊員で対応可能な方を対象に自宅を訪問し、掃除機かけ・ゴミ出し・洗濯物干し・買い物代行などの日常生活上の援助を行う事業。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、地域内での高齢者への生活支援と介護予防サービスを提供する体制の構築に向け、調整役となる専門員。

成年後見支援センター

成年後見制度(認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が安心して生活を送れるように、ご本人の財産や権利を保護し、生活を支援する制度)に係る普及啓発や総合相談を行う機関。

【タ】

ダブルケア

「子育て」「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地区社協

地区社会福祉協議会の略。自分たちが住んでいる地域の生活・福祉課題や困りごとを、自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関等と連携・協働しながら解決に向けて協議し、「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を目指す住民主体の組織。本市では旧町村ごとに設置。

デジタル機器

スマートフォン・パソコン・ゲーム機などの電子機器で、単に電力で動くというだけでなく、インターネットに接続したり、プログラムが組み込まれた機器。

【ハ】

8050 問題

80 代の親が、自宅にひきこもる 50 代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のこと。

福祉委員

地域のさまざまな福祉課題を見つけ、民生児童委員や福祉の専門家につなぐ役割を担う、地域福祉の増進を図るため市社協が自治区ごとに設置する委員。

福祉講座

生活課題から福祉課題に気づき、そのことを様々な人と共に考え、実際に行動するための力を育む福祉的な教育・学習を行うために実施する講座。

福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者（主として高齢者、障がいのある人その他の特に配慮を要する者）のための避難所。要配慮者の状態に応じた体制が整備された避難所。

フードバンク・フードドライブ

フードバンク＝主に企業や農家から発生する、まだ十分食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動。

フードドライブ＝主に家庭で余っている食べ物を持ち寄り集めて、地域の福祉団体や、フードバンク等へ寄付すること。

フードロス

本来食べられる食品なのに捨てられてしまうことによる損失。大きく 2 種類に分けられ、食品製造・卸・小売業、外食産業などの事業活動によって出る「事業系フードロス」と、家庭から出る「家庭系フードロス」がある。

法人後見

社会福祉法人や社団法人等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」という。）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

【マ】

マッチング

種類の異なったものを調和、照合、組み合わせること。

民生児童委員

社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、心身障がい者（児）、老人、母子世帯等、援護を必要とする人々の相談指導に当たる人。

2- 豊後大野市地域福祉活動計策定委員会設置要綱

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、豊後大野市の地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画を策定することを目的として、豊後大野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）策定に必要なニーズの把握、問題・課題の整理及び分析等に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (3) その他計画の策定・推進に必要な事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会は、以下の中から選出された委員20名以内をもって構成し、本会会長が委嘱する。

- (1) 地区社協
- (2) 行政関係
- (3) 教育関係
- (4) 福祉関係経営者（高齢、障がい、子ども、在宅福祉サービス等）
- (5) 地域福祉関係者（高齢、障がい、子ども、在宅福祉サービス等）
- (6) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、地域福祉活動計画の策定が完了するまでの期間とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(作業部会)

第7条 委員会は、計画策定作業を円滑に進めるため、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会員は委員の互選をもって構成する。ただし、必要に応じて委員長が認めるときは、委員以外の部会員を追加することができる。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会は部会長が招集し、会議の議事を進行する。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（報酬等）

第8条 委員及び部会員には、報酬として本会役員及び各種委員等の報酬及び費用弁償規程（平成17年3月31日規程第7号）により会議開催日は日額3,000円及び交通費を支給する。

（意見の聴取等）

第9条 委員長は、必要に応じて広く市民から意見を聴くための会を開催することができる。

（守秘義務）

第10条 委員会に出席したものは、委員会で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（会議の公開）

第11条 会議は公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨の議決をした場合はこの限りでない。

（事務局）

第12条 委員会の事務局は、本会に置く。

（委任）

第13条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかって別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3- 関係者名簿

3-1 豊後大野市地域福祉活動計画策定委員

順不同、敬称略

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	赤星 成實	三重地区社会福祉協議会	地区社協	委員長
2	日小田 春作	清川地区社会福祉協議会	地区社協	
3	高山 誠一	緒方地区社会福祉協議会	地区社協	
4	後藤 信光	朝地地区社会福祉協議会	地区社協	
5	首藤 清克	大野地区社会福祉協議会	地区社協	
6	河野 八重子	千歳地区社会福祉協議会	地区社協	
7	山本 勇治	犬飼地区社会福祉協議会	地区社協	
8	吉藤 里美	豊後大野市議会厚生文教常任委員	行政関係	
9	朝倉 誠一	豊後大野市福祉事務所	行政関係	
10	矢野 憲一	豊後大野市教育委員会	教育関係	
11	村上 正典	豊後大野市教育保育協議会	福祉関係経営者	
12	松田 正人	障がい福祉事業所連絡協議会	福祉関係経営者	
13	芦刈 淳	介護保険事業経営者	福祉関係経営者	
14	伊東 憲介	豊後大野市老人クラブ連合会	地域福祉関係者	
15	吉良 理郎	豊後大野市ボランティア連絡協議会	地域福祉関係者	
16	廣瀬 イツ子	豊後大野市民生児童委員協議会	地域福祉関係者	副委員長
17	河村 昇	豊後大野市身体障がい者福祉協議会	地域福祉関係者	
18	加藤 優幸	豊後大野市介護支援専門員協会	地域福祉関係者	

3-2 豊後大野市地域福祉活動計画作業部会委員

順不同、敬称略

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	河野 八重子	千歳地区社会福祉協議会	地区社協	部会長
2	山本 勇治	犬飼地区社会福祉協議会	地区社協	副部会長
3	村上 正典	豊後大野市教育保育協議会	福祉関係経営者	
4	芦刈 淳	介護保険事業経営者	福祉関係経営者	
5	伊東 憲介	豊後大野市老人クラブ連合会	地域福祉関係者	

3-3 豊後大野市社会福祉協議会理事

順不同、敬称略

役職	氏名	選出団体等	備考
理事	赤星 成實	住民組織の代表（自治会代表）	
理事	清水 豊	行政関係機関（行政代表）	
理事	衛藤 竜哉	行政関係機関（議会議員代表）	
理事	平井 庸夫	民生児童委員・ボランティア等の代表 （民児協代表）	
理事	吉良 理郎	民生児童委員・ボランティア等の代表 （ボランティア代表）	
理事	吉藤 孝	福祉団体代表（老人クラブ代表）	
理事	河村 昇	福祉団体代表（身体障がい者福祉会代表）	
理事	古庄 八重	社会福祉事業経営者（社会福祉事業を 経営する団体の役職員）	
会長	後藤 政美	学識経験者	会長
理事	赤嶺 信武	学識経験者	
理事	佐藤 文夫	学識経験者	常務理事
理事	長谷川 和壽	学識経験者	
副会長	後藤 和吉	学識経験者	副会長